

# 議会運営委員会

令和5年11月22日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男

○溝部真紀子

齋藤 文夫

嶋田 善行

横田 敏文

宮崎 和彦

奥村 容子

中川 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 西巻 昭男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子      同 係 長 吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 溝部委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、溝部委員、齋藤委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和5年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程については、9月20日開催の議会運営委員会で確認した日程案のとおり、12月1日（金）から12月20日（水）までの20日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和5年第5回斑鳩町議会定例会は、12月1日（金）から12月20日（水）までの会期20日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。

11月15日に12月議会上程予定案件について議員に資料が配布されましたが、その後、議案の取り下げと、新規で議案を追加する可能性があるとお聞きしております。

あわせて総務部長より説明をお願いします。 西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

令和5年11月15日開催の議員懇談会でご説明を申しあげました、令和5年第5回定例会提出予定議案に関しまして、予定議案の取下げと、新たに

議案の提出を予定していますことから、貴重なお時間を頂戴いたしまして、その概要をご説明させていただきます。

はじめに、取下げする議案でございます。取下げをお願いします議案は、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案は、出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の減額措置が令和6年1月1日から講じられることから、所要の改正を行うものでございますが、現時点においても、国からは条例（例）が示されておらず、提出が困難な状況となっております。国からの条例（例）の通知を待ちまして、会期中に改めて提出をお願いしたいと考えております。

次に、追加提出をお願いします議案は、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例です。この議案は、戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、戸籍情報連携システムを利用して、令和6年3月1日の予定で新たに、自らや父母等の戸籍について、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる広域交付などの事務が開始されます。これに伴い、新たに加わる各証明書の事務手数料について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を改正する政令が公布され予定で、これに基づきまして、本町の手数料条例の改正を行うものでございます。

現在、その政令の公布を待っている状況であり、会期中の提出をお願いしたいと考えております。以上、説明とさせていただきます。

これら案件につきまして、詳細が判明次第、議会にご相談申しあげながら、手続きを進めてまいりたいと考えております。

何とぞ、ご理解をたまわりまして、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長           ただいま説明がありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けしたいと思います。   嶋田委員。

嶋田委員        国のほうの待っている状態ですけども、もしかわかるんだったらだいたいどれぐらいで上程できるのか教えてください。

委員長           西巻総務部長。

総務部長 今、国からの通知が全く来ない状況でございますが、国の動きをみてまいりますと、戸籍のほうなんですけども、これ閣議決定を通さなならん法律でございまして、その状況をみますと、閣議決定のいわゆる定例日というのがございまして、少なくとも12月5日の閣議決定にかけられるかもわからないという状況となっております。国保の関係ですけども、これにつきましては現在国保税と料がございます。厚生労働省が管轄する料につきましては一定の情報提供というのが徐々に出てきている状況でございます。それを踏まえまして、総務省が国保税に関して情報提供をするという状況までは聞いておる状況でございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ただいま、説明いただきましたが、手数料条例の一部改正が追加上程される場合は、12月1日の全員協議会に理事者が出席して説明していただくということよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、手数料条例の一部改正が追加上程される場合は、全員協議会に理事者が出席して説明していただくこととします。

それでは、付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をします。

日程3. 諸般の報告は、大森議員の議員辞職許可についての報告と、広報発行常任委員会副委員長の互選結果についての報告です。

次に、日程4から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

次に、日程7. 発議第5号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、委員会付託を省

略し、発議者の提案説明を受けたのち、初日の本会議で即決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。発議第5号につきましては、委員会付託を省略し、初日の本会議でお諮りいただくこととします。

日程7の終了後、町長提出議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。日程8. 議案第31号 斑鳩町子どもが輝く学校の未来構想検討委員会設置条例については、総務常任委員会に付託。日程9. 議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程10. 議案第33号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程11. 議案第34号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程12. 議案第35号 斑鳩町立学校設置条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程13. 議案第36号 私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例についても、総務常任委員会に付託。日程14. 議案第37号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程15. 議案第38号 平成緊急内水対策事業に伴う調整池整備工事請負契約の締結については、建設水道常任委員会に付託。日程16. 議案第39号 (仮称)斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更については、総務常任委員会に付託。日程17. 議案第40号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)については、総務常任委員会に付託。日程18. 議案第41号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)については、厚生常任委員会に付託。日程19. 議案第42号 令和5年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についても、厚生常任委員会に付託。

日程20. 議案第43号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)については、建設水道常任委員会に付託。日程21. 議案第44号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)についても、建設水道常任委員会に付託。

日程22. 承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について)は、専決処分に係る承認案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。日程23. 報告第17号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和5年度斑鳩町一般会計補正予算(第9号)について)は報告案件ですので、これまでの例により、本会議初日に報告を受けることにしたいと思います。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認しましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いします。

なお、初日にお諮りする発議第5号及び承認第8号について、討論の有無は初日の全員協議会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

ここで、事務局より、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策に

ついて相談があるとのことですので、発言を許可します。

佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

おはようございます。8月の議会運営委員会で今後の対策について協議し、9月議会は町長の提出議案説明を全文朗読することとなり、そのほかの対策については、6月議会と同様の対策をとることに決まりました。

新型コロナウイルスは感染症法上の5類に移行し、およそ半年が経過しますが、流行は依然として続いており、10月には町内の小・中学校では学級閉鎖が行われている状況でございます。また職員の中にも現在も新型コロナウイルスに感染して休暇をとっているものもおる状況でございます。

本日は、12月議会の議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてご相談させていただきます。

議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、9月議会と同様に、議員席・傍聴席は1席ずつあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小するかどうかをご協議いただきたいと思いますと思っております。

委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

委員長

ただいま事務局より、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談がありました。また、9月21日の議会運営委員会の「その他」で、住民から、町長の提出議案説明について、朗読はせず、資料配布されたいのご意見があったことについて協議され、引き続き、各委員が検討していくということで終わっているかと思えます。

このことも含めて、委員みなさまのご意見をお聞きしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員

提案説明はやはりしていただかなあかんというのが、議員必携にはそのように書いてます。ただし第2項で省略できるというふうに謳われていますが、これは簡単な議案に関して省略できるという説明があります。簡単な議案というのは説明を聞かな簡単かどうかわかりませんので、ちょっと矛盾し

ているかなとは思いますが、当町議会ではコロナの時に議会に諮って省略したという経緯がありますけれども、基本的にはやはり朗読していただくべきであると考えますので、町長の提案説明に関しては朗読していただく。そして、傍聴人に配布するというのは、町長の提案説明を聞いていただくということだけで結構かと思えます。というのは聴覚障害者の方が傍聴に来られた場合、点字で配布していかなあかんということにもなってきかねませんので、そういう方が来られたら点字での配布は結構かと思えますけれども、一応、聴力のある方には町長の朗読を聞いていただくということだけで結構かと思えます。

委員長           ほかにございませんか。    齋藤委員。

齋藤委員       私も、嶋田委員の意見に賛成です。

委員長           ほかの委員さんいかがでしょうか。今、町長の提案説明の朗読と資料配布についてご意見いただけてますけど、基本的にコロナ対策としては9月議会、朗読以外の部分と資料配布以外の部分は踏襲するというのでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長           そしたら今、ご意見としてはお二人の方から、当日の朗読はしていただくべきだと、資料配布については点字以外の分については配布しないということでご意見いただけています。

この件についてほかの委員さんはいかがですか。    横田委員。

横田委員       私も嶋田委員の意見で結構かと思えます。

委員長           ほかの委員さんもそういう形でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

そうしましたら、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席については9月議会と同様の対応とします。また、本会議における町長の提出議案説明の朗読については朗読をしていただくということと、傍聴者に対する資料配布は基本的に点字のもの以外を行わないということで確認をしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 中川議長。

議長

その点字の資料というのはすぐその場で作れるの。

委員長

暫時休憩します。

( 午前9時18分 休憩 )

( 午前9時20分 再開 )

委員長

再開します。

ただいま、議長からもご意見いただいて、また休憩中にも皆さんからご意見をお聞きした結果、町長の総括提案説明の資料配布につきまして、基本的に傍聴者に対して資料配布はしないと、そして障害をお持ちの方からご要望があれば、それについてはまた対応は検討するという確認をしておきたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたらそのようにさせていただきます。

以上で、(1) 令和5年第5回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに1件の陳情書等をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

はじめに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明願います。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、これまでに提出を受けました1件の要望書等について経緯を説明させていただきます。「学校教材(備品)の計画的な整備推進についてのご願い」については、一般社団法人 日本教材備品協会 会長から郵送されてきたもので、10月27日に受付けをしております。

内容としましては、教材整備指針に基づき、学校教材の安定的かつ計画的な整備を、首長と教育委員会が協議・調整いただき、より一層推進いただきますようお願いいたします、というものです。

9月21日の議会運営委員会でご審議いただきました、理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのご願いについては、理科教育環境整備向上のため、積極的な予算措置を求めるものであり、毎年郵送されていますが、本要望と同じものは昨年度も届いております。なお、その時は配布にとどめております。教育委員会に確認しましたところ、こちらの文書は届いておりませんが、教材備品について、必要に応じて予算計上をしているとのことでございます。以上、簡単ではございますが、要望書を受けた経緯等をご報告させていただきます。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

横田委員。

横田委員 例年どおりで議員配布でいいと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。 齋藤委員。

齋藤委員 同じく議員配布でいいと思います。

委員長 そうしましたらほかの委員さんもそういう形でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております「学校教材(備品)の計画的な整備推進につ

いてのお願い」については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

そうしましたらそのように取り扱いさせていただきます。

(2) 要望書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。総務部長から他に報告等しておくことはございますか。

( な し )

委員長

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

( 午前9時24分 休憩 )

( 午前9時24分 再開 )

委員長

再開します。

次に、(3) 各常任委員会の欠員についてを議題とします。

議長より、説明をお願いします。 中川議長。

議 長

大森議員の辞職によりまして、現在、建設水道常任委員会、また広報発行常任委員会それぞれ1名の欠員が生じております。この欠員について、どのように対応すべきか協議をいただきたいと思います。

また、諸般の報告については、事務局のほうから説明をいただきます。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

今、議長からもお話がありまして、先ほど議会運営委員長からもお話がありました。議事日程の日程3として、諸般の報告を入れております。

閉会中の10月2日に議長に提出された大森議員の議員辞職願については、斑鳩町議会会議規則第99条第2項の規定により、議長が同日、辞職を許可されました。また、同規定に、「閉会中に議員の辞職を許可した場合は、議長は、その旨次の議会で報告しなければならない」とされていますので、諸般の報告として、大森議員の辞職を許可したことが報告されます。

あわせて、10月3日に広報発行常任委員会で副委員長に奥村議員が選任されておられますので、その結果についても報告させていただきます。

以上、諸般の報告についての説明とさせていただきます。

委員長

ただいま議長よりお話がありましたが、建設水道常任委員会、広報発行常任委員会がそれぞれ1名欠員の状態となっておりますが、これらの欠員について、補充すべきかどうか、補充する場合はその方法について、委員皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

なお、前回、委員の欠員があった令和3年度には、閉会中の議会運営委員会で協議された結果、初日の全員協議会で、議長が希望者は翌日までに事務局に申出るように伝達され、申出の結果を事務局が委員長へ伝え、各委員会で欠員について補充するかどうかを決定しました。また、補充の場合は、一般質問2日目に本会議に追加上程しておりました。今回はこのような形となっております。

それでは、両委員会の補充について、委員皆様のご意見をお伺いしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

前回と同様で結構かと思います。まず、委員会に入りたい人がおるかどうかが確認すべきだと思います。

委員長

齋藤委員。

齋藤委員

嶋田委員と同じです。

委員長

ほかの委員さんも同じ形でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、両委員会の補充については前回と同様に、まずご希望をお聞きし、その後、議長のほうでお取り計らいいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのような形で皆さまご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

以上で、(3) 各常任委員会の欠員についてを終わります。

次に、(4) 今年度の検討事項についてを議題とします。

①議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び条例施行規程についてを議題とします。

9月21日の議会運営委員会では、制定にむけて町議会で検討が必要な4つの事項について協議を行い、そのうち2点については、引き続き検討することとなっていました。1点目は、報告等の保存期間についてです。そして2点目は、報告等の閲覧開始時期についてです。どちらも、委員から質問のあった、資料に参考として記載された町条例の規定の理由について調査することになっていましたので、事務局から報告をお願いします。

佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

前回の委員会で質問いただきました、参考として資料掲載しました「斑鳩町政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例」等の規定のうち、報告等の保存期間が5年と定められている理由と、報告等の閲覧開始日を60日と定められている理由についてです。

この条例は平成7年に制定された条例であり、担当課においても、はっきりとした理由が記された文書は残っていないとのことでした。

そこで、類似法令を調査しましたところ、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」、こちらは平成4年に制定されておりますが、これにおいて、「市町村長の資産等の公開については、この法律に

基づく国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする」と定められております。この法律では、国会議員の資産等報告書の保存期間を7年と定めており、参議院議員の任期が6年であることから任期に1年を加えた年数と考えられ、斑鳩町の条例で5年と規定されているのは、町長の任期である4年に1年を加えた年数と規定されたと思料されます。

また、閲覧開始時期については、「国会議員の資産等の公開に関する規程」において、「当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から」と定められており、当規定を町の規則に準用したものと思料されます。以上、ご報告とさせていただきます。

委員長            それでは、ひとつずつ、委員皆さんのご意見をお聞きしていきたいと思  
います。まず、1点目は、報告等の保存期間についてです。

前回の委員会では、議員の在任中は保存するというご意見、保存期間を5年と  
するご意見、住民監査請求に対応できる年数とするご意見がありました  
が、各委員の皆様でご検討いただくということになっていましたので、再  
度、委員みなさんのご意見をお聞きしたいと思います。

横田委員。

横田委員            保存期間については5年でいいと思います。町の規定との法則を合わせる  
というのも大事かと思しますので、私は5年でお願いしたいと思います。

委員長            ほかの委員さんいかがでしょうか。    嶋田委員。

嶋田委員            私はその議員さん在职期間中は保存すべきである。プラスアルファ先ほど  
の説明であれば1年という形ですんで、6年プラス1年で7年、参議院の場  
合はね、町長の場合は4年プラス1年で5年、という形を取っておられま  
すので、在职期間中プラスアルファの、アルファが1年でええのか2年  
でええのか、そこらへんはまた協議すべきだとは思いますが、在职期間  
中は保存すべきであると、このように思います。

委員長            在职期間というのは、任期でいうと4年で切れますけど、ただ2期目、3

期目といった時も、継続してカウントするということですね。

嶋田委員　　そうです。

委員長　　ほかの委員さんはいかがでしょう。

　　前回もその議論少しされていたかと思いますが、保存の実務については特に問題はないということで確認をしておいてよろしいですかね。

　　佐谷議会事務局長。

議会事務局長　　こちらにつきましては議員さんのお決めいただいたように事務局で対応させていただきます。以上です。

委員長　　実務的にはどちらの方法をとっても対応はできるということですが、他の委員さんいかがでしょう。　齋藤委員。

齋藤委員　　私も嶋田委員と同じと思うんですけども、ただ、1回落選してまた再度なったときには、それは落選した時にはチャラになるというふうにとらないと、ずっと保存しなきゃならないという形になると思うんですけども、そこだけ区切りつけるような形にして、そうすべきかなと思います。

委員長　　これまでも、ずっと継続されてではない方もいらっしゃいますので、そういうケースも当然出てきますが。

　　中川議長。

議　長　　在任期間+α 1年か2年か協議しようと言っただけでも、すべったら4年あくからそこで廃棄されているのと違うん。それどない考えてるの。

委員長　　それを質問されているので。　中川議長。

議　長　　4年間空いたら廃棄されてのと違うの。1年、2年越えたら。

委員長 基本的にはそうですけども、+ $\alpha$ の部分が5年とかなっても。  
暫時休憩します。

( 午前9時34分 休憩 )

( 午前9時36分 再開 )

委員長 再開します。  
齋藤委員、ご質問いただいた件については、ご納得いただけましたか。

齋藤委員 理解しました。

委員長 そしたら改めて委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。  
奥村委員。

奥村委員 今のお話いろいろ聞かせていただいて、5年でいいと思います。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 今のもうひとつ理解できへんけど、4年で5年にするということですよ。  
1年プラスにするということ。そして嶋田委員が在職中はずっとっていう  
ことですよ。同じことじゃないのかなと。その違いがようわからん。

委員長 嶋田委員おっしゃっているのは、例えば3期12年やったとしたら、13  
年間保存すると。5年の場合は5年間しか保存しない。

宮崎委員 そやから1期でやったら5年、2期でやったら9年ということやね、そう  
いうことやね。極端に言ったら同じようなことやね、1年プラスということ、  
それとも5年ずつ分けるっていうこと。

委員長 暫時休憩します。

( 午前9時37分 休憩 )

( 午前9時39分 再開 )

委員長 再開します。 宮崎委員。

宮崎委員 私は5年でも結構やと思いますけども。

委員長 溝部委員。

溝部委員 5年でいいと思います。

委員長 そうしましたら、全委員ご意見お聞かせいただきましたけども、5年というご意見が多いと思うので、そういう方向でまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、報告等の保存期間については、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日までとすることにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

2点目は、報告等の閲覧開始時期についてです。

前回の委員会では、すみやかに閲覧を開始すべきという意見がありました  
が、再度、委員みなさんのご意見等をお聞かせいただければと思います。

嶋田委員。

嶋田委員 60日というのがわからんということです。閲覧できる状態になればというふうにしてもいいのではないかなあとは思いますが、そこらへんが難しいところで、30日でもええのではないかなとは思いますが、だいたいどれぐ

らいかかるんかっていのがね、閲覧するまでに。それをまず知りたいですね。

委員長           そしたら、事務的な流れについて局長のほうからお願いできますか。  
佐谷議会事務局長。

議会事務局長   こちらのほうが可決されまして、制度が運用されたといたしましたら、報告書の提出期限を設けられまして、その提出期限から起算してこの例では60日となっておりますけれども、実際の運用としましては、その日ぎりぎりに提出されましたとしても、議長・副議長の供覧をいただきますと、こちらのほうで公文書としての取り扱いができるようになりますので、10日もあれば十分かというふうに考えております。以上です。

委員長           実務としてはそれぐらいの期間があれば必ず60日ということではなく対応できるということです。前回、私ちょっと失礼して欠席させていただきましたが、議事録を読ませていただくと、60日の根拠というものがなかなか見当たらないということでしたので、こちらのほうで決めていければなどというふうに思いますが、いかがでしょうか。  
齋藤委員。

齋藤委員       60日にこだわらなくても、できるんだったら10日でも1週間でも決めていったらいいんじゃないかなと思います。

委員長           ほかの委員さんいかがでしょうか。  
横田委員。

横田委員       私は余裕をもって30日にするとか、決めておいた方がいいと思います。

委員長           いろいろなご意見出ておりますけれども、統一しなければいけないので。それぞれまずご意見出していただいて、調整していくという形にしたいと思いますんで。   嶋田委員。

嶋田委員 僕も提出期限でちゃんと必要書類が揃っていればええけれども、やはり追加書類等もいると思いますんでね、30日ぐらいかなとは思いますが。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。  
奥村委員。

奥村委員 余裕をもって、30日でいいと思います。

委員長 ほかの委員さんいかがでしょうか。ちょっと余裕があったほうがいいのかなどというふうには思いますんで、今、3人の方から30日でどうかというご意見をいただいているんで、ちょっとできたらその辺でまとめさせていただきたいなと思いますが、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、報告等の閲覧開始については、当該報告書等を作成すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、とすることにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

12月の議会運営委員会では、前回と本日に確認した4点の事項を条例・規程案にもりこみ、条例案等を固めていく予定です。また、今後のスケジュールとして、令和6年3月議会に委員会発議をし、令和6年4月1日施行ですすめてまいりたいと思いますが、このようなスケジュールでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、①議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び条例施

行規程については、これで終わります。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究についてを議題とします。

前回の委員会で、町のホームページの閲覧数に関する資料を提出し、各委員が引き続き検証していくということになっておりました。

この件につきまして、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員

このホームページの閲覧数によると、パーセンテージでいうと、ほとんど見ておられないという、言い過ぎかもしれませんが、そのような感じを受けますね。だから動画配信というたって、見る人は見るけども、ほとんどの人は無関心な状態ではないのかなとは感じますね。

委員長

ほかの委員さんいかがでしょうか。数字的に見てパーセンテージ、比率的には低いというのと、あと増やしていくために動画を配信すると、関心を持っていただくために動画を配信していつているので、特にお隣の三郷町なんか、9月議会からスタートしているということもありまして、配信自体は増えてきている状況かなと思うんですが、斑鳩町で実際どうしていくかというのは調査をしていく必要があるかと思えますけれども、議論をどう進めていくかですね。ご要望をいただいてホームページの閲覧数については、資料として提出させていただきましたが、この後の議論の進め方ですね、この数値を見てもうやめとするのか、そうではなくて、もうちょっと調査を継続してどういうやり方があるのかとか、あと、よそもどうしているのかというのを研究してみてもいいですし、ただ、今年度でいうと、残り少ないので、視察というのは難しいかなというふうには思うんですが。

横田委員。

横田委員

参考までに、例えば三郷町さんの導入の経緯とか含めていろいろ教えてもらったらどうですか。そうしないとホームページにしても今、嶋田委員がおっしゃったように、非常に少ないという状況なんで、例えば、三郷町の導入の仕方もそうですし、ホームページの閲覧数を上げるためにどうしたらいいのかとか、その辺から切り口で持っていったほうが効果的かなと思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 まず、開かれた議会ということで、こういう動画配信をしていくことも大事なのかなと思っております。平群町さんにしても、ちょうど広報紙でしたか、議会だよりでしたか、QRコード貼り付けてそれをさせていただいたら、議員が一般質問している姿がちゃんと見てるということもされているようですので、やはり見てくださる方がいるっていうか、という状況であればチャレンジしていくことも大事かなと思います。また、近隣の市町村に勉強に、また来年度から行かせていただくということも大事かなと思います。

委員長 県外視察とかになると日程調整とか大変ですけど、お隣の三郷町さんに、さっき横田委員おっしゃったように、なんで導入したんっていうのを聞きに行くぐらいのことやったら、向こうさんの日程がね、可能であれば別に来年度を待たなくてもいいと思うんですけど。

暫時休憩します。

( 午前9時50分 休憩 )

( 午前9時54分 再開 )

委員長 再開します。

先ほど申しあげましたように、三郷町さんも新しくはじめられたということで、近隣でもいろいろな議会で動画配信されていて、やり方もいろいろ違うということもありますので、まず我々委員で動画を見ていただいて、事務局からも各議会でどのようなやり方をしているのか、どのような経費がかかっている等の資料を調査して作成していただけるということですので、それをもとに今後議論進めていきたいと思いますが、そういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、それぞれの委員さんでこの動画を見ていただくというこ

とを確認して、今日のところは終わっておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けします。

( な し )

委員長

議長から、何かございませんか。

( な し )

委員長

事務局から、何かございませんか。

( な し )

委員長

それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

おつかれさまでした。

( 午前9時56分 閉会 )